

「大阪府障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要綱の改正案」に対する府民意見等と大阪府の考え方について

○募集期間：令和6年2月9日（金曜日）から令和6年3月11日（月曜日）まで

○募集方法：電子申請、郵送、ファックス

○募集結果：1名の個人から1件の意見提出がありました。

	意見等	回答
1	<p>今回国の基本方針・対応要領において、「正当な理由があるため、不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる例」「合理的配慮の提供義務に反しないと考えられる例」が記載されたことも理由にあるのか、大阪府の職員対応要綱にも、同様の記載が新たになされている。このような記述があることで、拡大解釈される恐れは常にあり、具体的な事例は書かない方がよいので、削除の検討をお願いしたい。</p> <p>更に今回記載された場合、各省庁のガイドラインにも同様の記載がされていることもあり、大阪府のガイドラインにおいても記載される可能性がある。最初のガイドライン作成時の議論で、載せないということになった経緯も踏まえ、次期改定の際に、何の議論もなく記載するという事は無いように、強く要望するところです。</p>	<p>ご指摘いただいた例示については、国の基本方針の改定の際に、内閣府に設置された障害者政策委員会において、障害者や事業者、学識経験者など様々な委員により議論がなされた結果、改定後の基本方針では「該当すると考えられる例」「該当しないと考えられる例」の双方を示すこととなっております。</p> <p>障害者差別解消法第10条において、地方公共団体の機関は国の基本方針に即して対応要領を定めることとされていることから、基本方針の改定の内容に沿った原案のとおりとさせていただきます。</p> <p>なお、「大阪府障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応に係る留意事項」に記載の例はあくまでも例示であり、正当な理由に相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断することが必要である旨明記しております。</p> <p>また、府職員向けの研修において、事例については拡大解釈することがないよう、適切に運用するよう伝えてまいりたいと考えております。</p> <p>なお、大阪府の作成しているガイドラインについては今後改定する予定でございますが、その際は大阪府障がい者差別解消協議会のご意見もお聞きした上でその内容を決定したいと考えております。</p>